

羽村市新型インフルエンザ対策行動計画

付 記

〔新型インフルエンザ(弱毒性)に対する対処要領〕

平成22年3月

羽 村 市

目 次

第1部 総論

第1 羽村市新型インフルエンザ対策行動計画の策定	1
1 策定の趣旨	1
2 策定に当たっての基本的考え方	2
3 流行予測	3
4 対策の基本項目	3
5 対策行動計画実施上の留意点	4
第2 発生段階別による市の対応	6
1 発生段階別による市の対応	6
2 発生段階別による基本目標と主な対策	8

第2部 発生段階別対応計画	11
発生前期	11
海外発生期	13
国内発生期	15
都内流行期（前期）	17
都内流行期（後期）	19
大規模流行期	21
流行終息期	23

用語解説	25
------	----

付 記

新型インフルエンザ（弱毒性）に対する対処要領	26
------------------------	----

第1部 総論

第1 羽村市新型インフルエンザ対策行動計画の策定

1 策定の趣旨

平成21年4月、メキシコ及び米国を発生源とする豚由来の新型インフルエンザ(A/H1N1型)が発生し、5月16日に神戸市で国内初の感染が確認されて以降、国内でも感染が拡大した。この新型インフルエンザ(A/H1N1型)は、感染力は強いものの毒性は弱毒性であり、基礎疾患を有する者や妊婦等の中に症状が重篤化する場合があるが、通常の場合、適切な治療を早期に受けることで回復していることから、国の対策も、当初の国の行動計画に基づくサーベイランスによる封じ込めの徹底から、「地域の実情に応じた柔軟な対応」へと基本的対処方針を見直し、重篤患者への医療体制の充実、学校等集団感染の防止、ワクチン接種や手洗い等による感染予防へと対策の重点が推移した。

また近年、東南アジアを中心として高病原性鳥インフルエンザウイルス(A/H5N1型)の鳥からヒトへの感染による死者の発生が報告されている。

国内においては、平成19年1月に宮崎県で高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N1型)が発生し、鳥からヒトへの感染はなかったものの強毒性であることが確認されており、国内においても高病原性鳥インフルエンザウイルスのヒトへの感染や、その次の段階であるヒトからヒトへ容易に感染するよう変異した、毒性の強い新型インフルエンザウイルス(A/H5N1型等)の発生が懸念されている。

過去の事例では、ヒトに感染するウイルスは変異を重ねることにより世界的大流行を起こすことが知られており、1918年のスペイン風邪は全世界の患者数は約6億人、死者数は2,000万～4,000万人、日本でも患者数は約2,300万人、死者は約38万人との報告がされている。

このような状況を踏まえ、強毒性の新型インフルエンザに備え、国は平成17年11月に、東京都(以下「都」という。)は同年12月に「新型インフルエンザ対策行動計画」(以下「国対策行動計画」及び「都対策行動計画」という。)を策定し、国や都が実施すべき具体的な対策について取りまとめた。その後、国は新たなガイドラインを示すとともに、新型インフルエンザ対策行動計画を平成21年2月に改定した。

羽村市(以下「市」という。)においても、国及び都で策定した新型インフルエンザ対策行動計画を踏まえ、被害がより大きい強毒性の新型インフルエンザへの対応を前提とした「羽村市新型インフルエンザ対策行動計画」(以下「市対策行動計画」という。)及び弱毒性の場合の対処要領を策定することにより、新型インフルエンザ発生による被害を最小限にし、市民生活の安全・安心の確保を目指すものとする。

2 策定に当たっての基本的考え方

新型インフルエンザは、発生時期や地域、感染力などの予測が困難であり、またそれに対抗するワクチンも、随時、開発する必要があることから、対策の確立が非常に困難である。

しかしながら、国、都、関係行政機関及び医師会等の医療関係機関との連携により、流行期前から、発生段階別に具体的な対策を実施することにより、「封じ込め」を行い、被害を最小限に抑えて社会生活を安定させることが重要である。

なお、新型インフルエンザの流行は、必ずしも予測どおりに展開するものではないことを前提に、常に本行動計画を見直し、必要な修正を行っていくこととする。

(1) 流行予測

正確な予測を行うことは非常に困難であるが、市対策行動計画を策定する指針を得るため、流行予測を行う。流行予測は都の手法に倣い、市に当てはめて得た数値を予測値とした。

(2) 発生段階

新型インフルエンザ流行は広範囲で同時進行することが予想されることから、想定する発生段階については、市町村ごとに区分することは現実的ではないことから、都対策行動計画に定める発生段階別に対応することとした。

(3) 対策の基本項目

市対策行動計画の内容を、都が分類する6つの項目（サーベイランス（監視）体制、情報提供、相談・検査、医療物資の確保と活用、医療体制、防疫体制）に沿って、各発生段階において市が実施する項目（情報の収集と共有化、情報提供、相談体制、感染防止用物資等の確保と活用、防疫体制）を基本項目とした。

(4) 危機管理体制

人口が集中し、人の動きが活発な東京において、流行が拡大した場合、健康被害にとどまらず、社会的機能に対しても多くの影響を及ぼすことから、発生段階に応じた危機管理体制を整備することとした。

(5) まん延期に備えた対策

危機管理の観点から見ると、予測を超えた最悪の事態を想定しておくことも重要であり、国対策行動計画においても「パンデミック期」（まん延期）という発生段階を設定している。市対策行動計画においても、現時点で考えられる対策と協力体制を示した。

3 流行予測

新型インフルエンザが発生した場合、人類は免疫のない状態で新しいウイルスと直面することになる。都市化の進行、人口の集中、国際的な輸送・交通網の発達など、過去における流行時とは社会情勢が大きく変化しており、感染速度はより速く、感染範囲はより広くなることが予想されることから、患者・重症患者の発生数もより多数に上ると考えられている。

流行規模については、「全人口の 25%が罹患する」という国の想定（「新型インフルエンザ対策行動計画（平成 17 年 11 月）」）を元に、都は人口の集中する管内の特性を考慮に入れた独自の想定を行い、「都民の約 30%が罹患する」との流行予測を行った（都対策行動計画）。

市対策行動計画においては都の流行予測に準じ、市内での流行予測を行った。

<羽村市の流行予測>

① 罹患割合：市民の約 30%が罹患すると想定

② 患者数：17,300 人

* ただし、これらの数値は発生したウイルスの特性や今後の医療技術の進捗状況等により変わる可能性がある。

4 対策の基本項目

市対策行動計画は、都対策行動計画に基づき、発生段階別に「情報の収集と共有化」、「情報提供」、「相談体制」、「感染防止用物資等の確保と活用」及び「防疫体制」の 5 つの基本項目についての対策行動計画である。

また、基本項目のほか、国内発生期の段階から「市民生活」の項目を加えた具体的対策について計画するものとする。

(1) 情報の収集と共有化

新型インフルエンザの流行拡大を最小限にするためには、国、都（保健所）及び専門機関等が発信する最新情報を得ることが非常に重要であることから、これら関係機関との連携を強化し、早期把握に努める。

また、各部ごとに収集した情報を庁内で共有化する必要がある。

(2) 情報提供

新型インフルエンザに関する情報については、感染予防と拡大防止の観点から、各発生段階別に適時適切に市民に発信し、社会混乱を起こさないことを目的とする。

(3) 相談体制

市民からの新型インフルエンザの相談については、都の各保健所が設置する発熱相談

センターや厚生労働省に設置する電話相談窓口で対応にあたることとなるが、国の封じ込め対策期を超えて感染が拡大し、まん延期の段階に至った場合は、まん延期発熱外来に関する情報が公開されることから、感染予防に関する市民からの問合せに対応するために、電話による相談体制を構築する。

また、流行の推移に応じ、市民生活に必要な相談に対応できる体制とする。

(4) 感染防止用物資等の確保と活用

新型インフルエンザの流行に備え、まん延期においても市民生活に必要な事業を継続するため、従事する者の感染防止を図るための物資を計画的に備蓄するとともにその有効活用を図るものとする。

(5) 防疫体制

予防とまん延防止対策としては、うがい、手洗い、マスク着用等基本的予防策の実施や不要不急の外出の自粛などを広く呼びかけるとともに、東京都知事からの要請に連動し、市内の保育園・幼稚園、小・中学校、通所の福祉施設等に臨時休業を要請する。

また、国の水際対策として実施される呼びかけに応じて、新型インフルエンザが流行している国、地域等への渡航、移動自粛の広報を行う。

(6) 市民生活

流行が拡大した場合は、都知事が行う自粛要請に連動し、感染を防止するために市が主催する人々が多く集まる集会や催し物等の開催は自粛するとともに、集客施設事業者に対しては感染防止への配慮を呼びかける。

また、水道水の供給やごみ収集等の市民生活に直結した行政の役割を維持するとともに、援護が必要な高齢者や障害者等への支援を行い、社会混乱を防止する。

また、都と連携し新型インフルエンザによる死者が多数発生した場合に備え、火葬場、遺体安置所、一時的埋葬地の確保等を図るものとする。

5 対策行動計画実施上の留意点

(1) 発生段階別の体制の移行

新型インフルエンザによる被害を最小限に抑えるために、発生段階に応じた各種対策を実施し、国や都が行う「封じ込め」対策に協力する。

新型インフルエンザの発生状況、流行の推移、規模等を早期に把握し、庁内での情報共有を図りつつ全庁体制へ移行する。

(2) 国、都、区市町村及び関係機関との連携・協力

新型インフルエンザを発生段階別に「封じ込め」を行うためには、国、都及び近隣市町村及び関係行政機関をはじめ、医師会等をはじめとする医療関係機関、ライフライン事業者などとの連携が非常に重要である。

こうしたことから、国、都、近隣市町村及び関係機関と相互に協力しながら、対策を推進していくものとする。

(3) 市民、事業者等の協力

新型インフルエンザの流行を最小限に抑え、被害の拡大を防ぐためには、行政機関及び関係機関の各種対策に加え、市民及び事業者等の協力が不可欠となる。

そのため、市民、事業者等は新型インフルエンザについて正しく理解し行動することが重要であり、市民自らが予防に努めていただくことはもちろんのこと、流行期においては、援護が必要な一人暮らし高齢者等への支援について、市民の協力を求めていくものとする。

(4) 訓練の実施

本対策行動計画を実効性のあるものとするためには、新型インフルエンザの発生段階別の具体的対策等を実施するための訓練が非常に重要となる。

このため、市は、都及び関係機関と連携し、新型インフルエンザが発生した場合の対応等の図上訓練及び実働訓練を計画的に実施するものとする。

(5) 不断の見直し

新型インフルエンザに関する研究機関等の知見を最大限反映させるために、対策行動計画等について不断の見直しを行うものとする。

(6) 体制の維持と感染防止

新型インフルエンザの行動対策を具体的に実施していくためには、感染規模が拡大するような事態においても、市の体制を維持し対策を継続することが非常に重要となる。このことを踏まえ、職員自らが新型インフルエンザに罹患することがないように健康管理に十分留意することが必要である。

また、各種対策を実施するに当たっては、必要に応じて感染防護衣等を装着するなどの対策を実施する必要がある。

第2 発生段階別による市の対応

1 発生段階別による市の対応

発生段階	基準	市の対応
発生前期	新型インフルエンザが発生していない時期	情報収集連絡体制（関係課による情報収集及び連絡）
海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した時期	「新型インフルエンザ庁内緊急連絡会議」の開催
国内発生期	国内又は都内で新型インフルエンザの発生が確認されているが、感染拡大は非常に限られている時期 * 都知事による「発生宣言」発令 （国内に新型インフルエンザ患者が発生し、発熱相談センター、発熱外来でのトリアージ、診療協力医療機関での診療及び診断、入院勧告措置に基づく感染症指定医療機関等での医療が行われる段階）	「羽村市新型インフルエンザ対策本部」の設置
都内流行期（前期）	都内で複数のクラスター（感染者の小集団）が見られる時期から、感染が拡大し流行している時期 都知事による「流行警戒宣言」発令 （国内で新型インフルエンザ患者の接触歴が積極的疫学調査で追えなくなった事例が生じたが、都内では発熱相談センター、発熱外来でのトリアージ、診療協力医療機関での診療及び診断、入院勧告措置に基づく感染症指定医療機関等での医療が行われる段階）	
都内流行期（後期）	都内で急速に感染が拡大し、流行している時期（新型インフルエンザ患者が増加し、入院措置による感染拡大防止効果が十分に得られなくなったため、入院勧告措置が解除され、都内の全ての入院医療機関において新型インフルエンザに使用可能な病床を動員して対応する段階）	

発生段階	基準	市の対応
大規模流行期	流行予測を超えて都内で大流行し、入院患者が医療機関で確保可能な病床数を超える規模で発生することが予想され、新たな対応が必要とされる時期 都知事による「感染症緊急事態宣言」発令	
流行終息期	新型インフルエンザ患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている時期 都知事による「終息宣言」発令	「羽村市新型インフルエンザ対策本部」の解散。 「新型インフルエンザ庁内緊急連絡会議」の開催

- ※【**新型インフルエンザ庁内緊急連絡会議**】は、各部長、企画課長、生活安全課長、健康課長、防災係長、保健センター係長、健康推進係長をもって組織する。
- ※【**羽村市新型インフルエンザ対策本部**】は、市長、副市長、教育長、各部長、企画課長、生活安全課長、健康課長、防災係長、保健センター係長、健康推進係長をもって組織する。

2 発生段階別による基本目標と主な対策

発生段階	目標	主な対策
発生前期	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ発生の早期把握 2 新型インフルエンザ発生に備えた啓発活動等の計画的実施 3 国内発生に備えた全庁的な対策の検討及び準備 	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザに関する情報の収集と共有化 2 広報及びホームページ等を活用した市民への情報提供・啓発 3 感染防止用物資の備蓄 4 事業継続計画の策定 5 市職員への研修・訓練の実施
海外発生期	<ol style="list-style-type: none"> 1 海外発生に関する情報収集 2 国内発生に備えた全庁的な対策の構築 3 市内における発生状況の早期把握 	<ol style="list-style-type: none"> 1 「新型インフルエンザ市内緊急連絡会議」の開催 2 西多摩保健所等と連携した情報連絡体制の確立 3 広報及びホームページ等を活用した市民への、海外での発生状況、感染防止の情報提供 4 保育園、幼稚園、小中学校を通じての、海外での発生状況、感染防止の情報提供 5 社会福祉施設への、海外での発生状況、感染防止の情報提供 6 関係する団体への、海外での発生状況、感染防止の情報提供
国内発生期	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内で発生した場合の感染拡大防止 2 市民への適切な情報提供による混乱防止 	<ol style="list-style-type: none"> 1 「新型インフルエンザ対策本部」の設置 2 感染拡大や市民の混乱を防止するための情報提供・相談体制の強化 3 市内の保育園、幼稚園、小中学校、社会福祉施設等で発生した場合の連絡要請 4 保育園、幼稚園、小中学校の一時閉鎖の検討 5 社会福祉施設の一時閉鎖の検討 6 援護が必要な独居老人等の支援方法の検討

発生段階	目標	主な対策
都内流行期 (前期)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内で発生した場合の感染拡大防止の徹底 2 市民への適切な情報提供による混乱防止 	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染拡大や市民の混乱を防止するための情報提供・相談体制の強化の継続 2 保育園、幼稚園、小中学校の一時閉鎖 3 社会福祉施設の一時的閉鎖 4 市民への不要不急の外出の自粛要請 5 各種行事、集会等の自粛要請 6 市主催行事の自粛 7 援護が必要な独居老人等の支援
都内流行期 (後期)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内での流行の抑制 2 社会機能の維持 3 社会不安の解消とパニック防止 	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染拡大を防止するための情報提供体制の継続 2 まん延期における電話相談の開設 3 社会不安を解消する広報活動の充実・強化 4 ライフライン体制の確保 5 事業継続計画に基づく市役所機能の維持 6 援護が必要な独居老人等の支援の継続 7 遺体の一時安置・仮埋葬地の確保
大規模流行期	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザの大流行による社会機能の破綻の回避 2 大規模流行に応じた新たな医療体制の支援 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民への不要不急の外出自粛及び社会機能維持に必要な事業以外の事業活動の自粛要請 2 感染拡大を防止するための情報提供体制の継続 3 社会不安を解消するための広報活動の充実強化 4 ライフライン体制の確保 5 事業継続計画に基づく市役所機能の維持 6 援護が必要な独居老人等の支援の継続 7 死者多数発生時の遺体安置所の設置及び状況に応じた遺体処理（仮埋葬等）

発生段階	目標	主な対策
流行終息期	1 社会機能の段階的回復 2 流行が再発した場合の対策強化	1 新たな発生、流行の再発に備え、計画の見直しと体制の改善 2 新型インフルエンザに関する最新情報の随時提供 3 保育園、幼稚園、小中学校の一時閉鎖の解除 4 社会福祉施設の一時閉鎖の解除 5 相談窓口の段階的縮小 6 各種行事、集会等の自粛の解除 7 市役所機能の段階的回復、平常時体制への移行

第2部 発生段階別対応計画

発生前期

○ 新型インフルエンザが発生していない時期

◇ 市の体制 「情報収集連絡」体制

◇ 目標

- 1 新型インフルエンザの発生の早期把握
- 2 新型インフルエンザの発生に備えた啓発活動等の計画的実施
- 3 国内発生に備えた全庁的な対策の検討及び準備

◇ 主な対策

- 1 新型インフルエンザに関する情報の収集と共有化〔各部〕
- 2 広報及びホームページ等を活用した市民への情報提供・啓発〔健康課〕
- 3 感染防止用物資の備蓄〔生活安全課・健康課〕
- 4 事業継続計画の策定〔各部〕
- 5 市職員への研修・訓練の実施〔職員課・健康課〕

◇ 具体的対策 ※〔〇〇課〕は、主に推進する課・室等を記載している。以下同じ。

1 情報の収集と共有化

- (1) 東京都福祉保健局及び西多摩保健所からの新型インフルエンザ発生状況等に関する情報収集及び関係各部課、危機管理担当課への伝達〔健康課〕
- (2) 東京都総務部総合防災部からの新型インフルエンザ発生状況等に関する情報収集及び関係各部課への伝達〔生活安全課〕
- (3) 東京都教育委員会からの新型インフルエンザ発生状況等に関する情報収集及び関係各部課、危機管理担当課への伝達〔教育総務課〕
- (4) 米軍横田基地における新型インフルエンザ発生状況及び対策に関する情報収集及び関係各部課、危機管理担当課への伝達〔企画課〕
- (5) 市職員への研修（訓練を含む）の実施〔職員課・健康課〕
- (6) 医師会、薬剤師会及び市内医療機関に対し、迅速な情報提供ができるように緊急連絡網の整備を要請する。

2 情報提供

- (1) 新型インフルエンザの感染経路等の基礎知識、一般的な予防方法について、広報及びホームページ等を活用し市民へ情報提供する。〔健康課・広報広聴課〕
- (2) 広報媒体をリストアップし、市民へ効果的に情報提供できる体制を構築する。〔広報広聴課〕

3 相談体制

- (1) 流行期等に備え、保健師、看護師等の資格を持つ職員を活用して、全庁的な相談体制の準備を行う。〔健康課、職員課〕

4 感染防止用物資の確保と活用

- (1) サージカルマスク、N95 マスク、感染防護衣、ゴーグル、消毒液等の感染防止用物資の計画的な備蓄〔生活安全課、健康課〕

5 防疫体制

- (1) 保育園、幼稚園、児童館、小中学校、社会福祉施設等での手洗い、マスクの着用、予防策の周知など標準的予防策、飛沫感染予防策等の徹底により、感染予防とまん延防止を図る。〔保育課、児童青少年課、教育総務課、高齢介護福祉課、社会福祉課、障害福祉課〕

◇ 市の体制 「新型インフルエンザ庁内緊急連絡会議」の開催

◇ 目標

- 1 海外発生に関する情報収集
- 2 国内発生に備えた全庁的な対策の構築
- 3 市内における発生状況の早期把握

◇ 主な対策

- 1 新型インフルエンザ庁内緊急連絡会議の開催〔生活安全課〕
- 2 西多摩保健所等と連携した情報連絡体制の確立〔健康課〕
- 3 広報及びホームページ等を活用した市民への、海外での発生状況、感染防止の情報提供〔健康課・広報広聴課〕
- 4 保育園、幼稚園、小中学校を通じての、海外での発生状況、感染防止の情報提供〔子ども家庭部、教育部〕
- 5 社会福祉施設への、海外での発生状況、感染防止の情報提供〔福祉健康部〕
- 6 関係する団体への、海外での発生状況、感染防止の情報提供〔各部〕

◇ 具体的対策

1 情報の収集と共有化

- (1) 東京都福祉保健局及び西多摩保健所からの海外での新型インフルエンザ発生状況等に関する情報収集及び関係各部課、危機管理担当課への伝達〔健康課〕
- (2) 東京都総務部総合防災部からの海外での新型インフルエンザ発生状況等に関する情報収集及び関係各部課への伝達〔生活安全課〕
- (3) 東京都教育委員会からの海外での新型インフルエンザ発生状況等に関する情報収集及び関係各部課、危機管理担当課への伝達〔教育総務課〕
- (4) 米軍横田基地における新型インフルエンザ発生状況及び対策に関する情報収集及び関係各部課、危機管理担当課への伝達〔企画課〕
- (5) 新型インフルエンザ庁内緊急連絡会議の開催〔生活安全課〕

2 情報提供

- (1) 広報及びホームページ等を活用した市民への、海外での発生状況、感染防止の情報提供を行う。〔健康課・広報広聴課〕
- (2) 保育園、幼稚園、小中学校を通じての、海外での発生状況、感染防止の情報提供を行う。〔子ども家庭部、教育部〕

- (3) 社会福祉施設への、海外での発生状況、感染防止の情報提供を行う。〔福祉健康部〕
- (4) 関係する団体への、海外での発生状況、感染防止の情報提供を行う。〔各部〕
- (5) 東京都で設置する「発熱相談センター」に関する情報提供を行う。〔健康課〕

3 相談体制

- (1) 市民からの一般的な問い合わせへの対応〔健康課〕
- (2) 引き続き、流行期等に備え、保健師、看護師等の資格を持つ職員を活用して、全庁的な相談体制の準備を行う。〔健康課、職員課〕

4 感染防止用物資の確保と活用

- (1) 市内での流行に備え、サージカルマスク、N95 マスク、感染防護衣、ゴーグル、消毒液等の感染防止用物資の活用の準備を行う。〔生活安全課、健康課〕

5 防疫体制

- (1) 引き続き、保育園、幼稚園、児童館、小中学校、社会福祉施設等での手洗い、マスクの着用、予防策の周知など標準的予防策、飛沫感染予防策等の徹底により、感染予防とまん延防止を図る。

〔保育課、児童青少年課、教育総務課、高齢介護福祉課、社会福祉課、障害福祉課〕

国内発生期

- 国内又は都内で新型インフルエンザの発生が確認されているが、感染拡大は非常に限られている時期
- 都知事による「発生宣言」発令
(国内に新型インフルエンザ患者が発生し、発熱相談センター、発熱外来でのトリアージ、診療協力医療機関での診療及び診断、入院勧告措置に基づく感染症指定医療機関等での医療が行われる段階)

◇ 市の体制 「羽村市新型インフルエンザ対策本部」の設置

◇ 目標

- 1 市内で発生した場合の感染拡大防止
- 2 市民への適切な情報提供による混乱防止

◇ 主な対策

- 1 「新型インフルエンザ対策本部」の設置〔生活安全課〕
- 2 感染拡大や市民の混乱を防止するための情報提供・相談体制の強化〔健康課〕
- 3 市内の保育園、幼稚園、小中学校、社会福祉施設等で発生した場合の連絡要請〔保育課、児童青少年課、教育総務課、高齢介護福祉課、社会福祉課、障害福祉課〕
- 4 保育園、幼稚園、小中学校の一時閉鎖の検討〔子ども家庭部、教育部〕
- 5 社会福祉施設の一時的閉鎖の検討〔福祉健康部〕
- 6 援護が必要な独居老人等の支援方法の検討〔福祉健康部〕

◇ 具体的対策

1 情報の収集と共有化

- (1) 東京都福祉保健局及び西多摩保健所からの国内での発生状況等に関する情報収集及び関係各部課、危機管理担当課への伝達〔健康課〕
- (2) 東京都総務部総合防災部からの国内での発生状況等に関する情報収集及び関係各部課への伝達〔生活安全課〕
- (3) 東京都教育委員会からの国内での発生状況等に関する情報収集及び関係各部課、危機管理担当課への伝達〔教育総務課〕
- (4) 米軍横田基地における新型インフルエンザ発生状況及び対策に関する情報収集及び関係各部課、危機管理担当課への伝達〔企画課〕
- (5) 西多摩保健所からの市内での感染情報の把握〔健康課〕
- (6) 保育園、幼稚園、小中学校、社会福祉施設等で感染が疑われる患者が発生した場合、速やかに保健所及び市に連絡するよう要請する。
〔保育課、児童青少年課、教育総務課、高齢介護福祉課、社会福祉課、障害福祉課〕
- (7) 新型インフルエンザ対策本部会議の開催〔生活安全課〕

2 情報提供

- (1) 広報及びホームページ等を活用した市民への、国内での発生状況、感染拡大や市民の混乱を防止するための情報提供を行う。〔健康課・広報広聴課〕
- (2) 保育園、幼稚園、小中学校を通じての、国内での発生状況、感染拡大や市民の混乱を防止するための情報提供を行う。〔子ども家庭部、教育部〕
- (3) 社会福祉施設への、国内での発生状況、感染拡大や市民の混乱を防止するための情報提供を行う。〔福祉健康部〕
- (4) 関係する団体への、国内での発生状況、感染拡大や市民の混乱を防止するための情報提供を行う。〔各部〕
- (5) 東京都で設置する「発熱相談センター」に関する情報提供を行う。〔健康課〕

3 相談体制

- (1) 市民からの一般的な問い合わせへの対応〔健康課〕
- (2) 引き続き、流行期等に備え、保健師、看護師等の資格を持つ職員を活用して、全庁的な相談体制の準備を行う。〔健康課、職員課〕

4 感染防止用物資の確保と活用

- (1) サージカルマスク、N95 マスク、感染防護衣、ゴーグル、消毒液等の感染防止用物資を活用する。〔生活安全課、健康課〕

5 防疫体制

- (1) 引き続き、保育園、幼稚園、児童館、小中学校、社会福祉施設等での手洗い、マスクの着用、予防策の周知など標準的予防策、飛沫感染予防策等の徹底により、感染予防とまん延防止を図る。
〔保育課、児童青少年課、教育総務課、高齢介護福祉課、社会福祉課、障害福祉課〕
- (2) 保育園、幼稚園、児童館、小中学校の一時閉鎖を検討する。
〔保育課、児童青少年課、教育総務課〕
- (3) 社会福祉施設の一時閉鎖を検討する。〔福祉健康部〕
- (4) 引き続き、米軍横田基地における確実な防疫対策の実施を要請する。〔企画課〕

6 市民生活

- (1) 市民への不要不急の外出の自粛要請する準備を行う。〔生活安全課、健康課、広報広聴課〕
- (2) 各種行事、集会等の自粛要請する準備を行う。〔各部〕
- (3) 市主催行事の自粛を検討する。〔各部〕
- (4) 援護が必要な独居老人等の支援体制の準備を行う。〔福祉健康部〕

都内流行期（前期）

- 都内で複数のクラスター（感染者の小集団）が見られる時期から、感染が拡大し流行している時期
 - 都知事による「流行警戒宣言」発令
- （国内で新型インフルエンザ患者の接触歴が積極的疫学調査で追えなくなった事例が生じたが、都内では発熱相談センター、発熱外来でのトリアージ、診療協力医療機関での診療及び診断、入院勧告措置に基づく感染症指定医療機関等での医療が行われる段階）

◇ 市の体制

「羽村市新型インフルエンザ対策本部」体制

◇ 目標

- 1 市内で発生した場合の感染拡大防止の徹底
- 2 市民への適切な情報提供による混乱防止

◇ 主な対策

- 1 感染拡大や市民の混乱を防止するための情報提供・相談体制の強化を継続
- 2 保育園、幼稚園、児童館、小中学校の一時閉鎖〔子ども家庭部、教育部〕
- 3 社会福祉施設の一時閉鎖〔福祉健康部〕
- 4 市民への不要不急の外出の自粛要請〔生活安全課、健康課、広報広聴課〕
- 5 各種行事、集会等の自粛要請〔各部〕
- 6 市主催行事の自粛〔各部〕
- 7 援護が必要な独居老人等の支援〔福祉健康部〕

◇ 具体的対策

1 情報の収集と共有化

- (1) 東京都福祉保健局及び西多摩保健所からの都内での発生状況等に関する情報収集及び関係各部課、危機管理担当課への伝達〔健康課〕
- (2) 東京都総務部総合防災部からの都内での発生状況等に関する情報収集及び関係各部課への伝達〔生活安全課〕
- (3) 東京都教育委員会からの都内での発生状況等に関する情報収集及び関係各部課、危機管理担当課への伝達〔教育総務課〕
- (4) 米軍横田基地における新型インフルエンザ発生状況及び対策に関する情報収集及び関係各部課、危機管理担当課への伝達〔企画課〕
- (5) 西多摩保健所からの市内での感染情報の把握〔健康課〕
- (6) 新型インフルエンザ対策本部会議の開催〔生活安全課〕

2 情報の提供

- (1) 広報及びホームページ等を活用した市民への、感染拡大や市民の混乱を防止するための情報提供を行う。〔健康課・広報広聴課〕
- (2) 防災行政無線による市民への、混乱を防止するための情報提供を行う。〔生活安全課〕
- (3) 保育園、幼稚園、小中学校を通じた、都内での発生状況、感染拡大や市民の混乱を防止するための情報提供を行う。〔子ども家庭部、教育部〕
- (4) 社会福祉施設への、都内での発生状況、感染拡大や市民の混乱を防止するための情報提供を行う。〔福祉健康部〕
- (5) 関係する団体への、都内での発生状況、感染拡大や市民の混乱を防止するための情報提供を行う。〔各部〕
- (6) 発熱相談センターや発熱外来に関する情報提供を行う。〔健康課〕

3 相談体制

- (1) 全庁的な相談窓口の設置〔健康課〕

4 感染防止用物資の確保と活用

- (1) サージカルマスク、N95 マスク、感染防護衣、ゴーグル、消毒液等の感染防止用物資の活用〔生活安全課、健康課〕

5 防疫体制

- (1) 保育園、幼稚園、児童館、小中学校の一時閉鎖〔保育課、児童青少年課、教育総務課〕
- (2) 社会福祉施設の一時閉鎖〔福祉健康部〕

6 市民生活

- (1) 市民への不要不急の外出の自粛要請〔生活安全課、健康課、広報広聴課〕
- (2) 各種行事、集会等の自粛要請〔各部〕
- (3) 市主催行事の自粛〔各部〕
- (4) 援護が必要な独居老人等の支援〔福祉健康部〕
- (5) 市民や事業者へのごみ排出抑制の要請〔生活環境課〕
- (6) 市民への食料・生活必需品の確保の呼びかけ〔生活安全課、広報広聴課〕
- (7) 遺体の一時安置・仮埋葬地の検討〔市民課、生活環境課、施設計画課〕

都内流行期（後期）

- 都内で急速に感染が拡大し、流行している時期
 - 都知事による「流行警戒宣言」発令中
- （新型インフルエンザ患者が増加し、入院措置による感染拡大防止効果が十分に得られなくなったため、入院勧告措置が解除され、都内の全ての入院医療機関において新型インフルエンザに使用可能な病床を動員して対応する段階）

◇ 市の体制 「羽村市新型インフルエンザ対策本部」体制

◇ 目標

- 1 市内での流行の抑制
- 2 社会機能の維持
- 3 社会不安の解消とパニック防止

◇ 主な対策

- 1 感染拡大を防止するための情報提供体制の継続〔健康課〕
- 2 まん延期における電話相談の開設〔健康課〕
- 3 社会不安を解消する広報活動の充実・強化〔広報広聴課〕
- 4 ライフライン体制の確保〔水道課・職員課〕
- 5 事業継続計画に基づく行政機能の維持〔各部〕
- 6 援護が必要な独居老人等の支援の継続〔福祉健康部〕
- 7 遺体の一時安置・仮埋葬地の確保〔市民課、生活環境課、施設計画課〕

◇ 具体的対策

1 情報の収集と共有化

- (1) 東京都福祉保健局及び西多摩保健所からの都内での発生状況等に関する情報収集及び関係各部課、危機管理担当課への伝達〔健康課〕
- (2) 東京都総務部総合防災部からの都内での発生状況等に関する情報収集及び関係各部課への伝達〔生活安全課〕
- (3) 東京都教育委員会からの都内での発生状況等に関する情報収集及び関係各部課、危機管理担当課への伝達〔教育総務課〕
- (4) 米軍横田基地における新型インフルエンザ発生状況及び対策に関する情報収集及び関係各部課、危機管理担当課への伝達〔企画課〕
- (5) 西多摩保健所からの市内での感染情報の把握〔健康課〕
- (6) 新型インフルエンザ対策本部会議の開催〔生活安全課〕

2 情報の提供

- (1) 広報及びホームページ等を活用した市民への、感染拡大やまん延防止、市民の混乱を防止するための情報提供を行う。〔健康課・広報広聴課〕
- (2) 防災行政無線による市民への、混乱を防止するための情報提供を行う。〔生活安全課〕
- (3) 保育園、幼稚園、小中学校を通じた、都内での発生状況、感染拡大やまん延防止、市民の混乱を防止するための情報提供を行う。〔子ども家庭部、教育部〕
- (4) 社会福祉施設への、都内での発生状況、感染拡大やまん延防止、市民の混乱を防止するための情報提供を行う。〔福祉健康部〕
- (5) 関係する団体への、都内での発生状況、感染拡大やまん延防止、市民の混乱を防止するための情報提供を行う。〔各部〕

3 相談体制

- (1) 全庁的な相談窓口の強化〔健康課〕
- (2) 「発熱相談センター」や「発熱外来」の周知〔健康課〕

4 感染防止用物資の確保と活用

- (1) サージカルマスク、N95 マスク、感染防護衣、ゴーグル、消毒液等の感染防止用物資の活用〔生活安全課、健康課〕

5 防疫体制

- (1) 保育園、幼稚園、児童館、小中学校の一時閉鎖の継続〔保育課、児童青少年課、教育総務課〕
- (2) 社会福祉施設の一時閉鎖の継続〔福祉健康部〕

6 市民生活

- (1) 市民への不要不急の外出の自粛要請〔生活安全課、健康課、広報広聴課〕
- (2) 各種行事、集会等の自粛要請各部〕
- (3) 市主催行事の自粛〔各部〕
- (4) 水道水の安定供給に向けた要員の確保〔水道課、職員課〕
- (5) 援護が必要な独居老人等の支援〔福祉健康部〕
- (6) 市民や事業者へのごみ排出抑制の要請〔生活環境課〕
- (7) 市民への食料・生活必需品の確保の呼びかけ〔生活安全課、広報広聴課〕
- (8) 遺体の一時安置・仮埋葬地の確保〔市民課、生活環境課、施設計画課〕

大規模流行期

- 流行予測を超えて都内で大流行し、入院患者が医療機関で確保可能な病床数を超える規模で発生することが予想され、新たな対応が必要とされる時期
- 都知事による「感染症緊急事態宣言」発令

◇ 市の体制

「羽村市新型インフルエンザ対策本部」体制

◇ 目標

- 1 新型インフルエンザの大流行による社会機能の破綻の回避
- 2 大規模流行に応じた新たな医療体制の支援

◇ 主な対策

- 1 市民への不要不急の外出自粛及び社会機能維持に必要な事業以外の事業活動の自粛要請〔各部〕
- 2 感染拡大を防止するための情報提供体制の継続〔健康課〕
- 3 社会不安を解消する広報活動の充実・強化〔広報広聴課〕
- 4 ライフライン体制の確保〔水道課・職員課〕
- 5 事業継続計画に基づく行政機能の維持〔各部〕
- 6 援護が必要な独居老人等の支援の継続〔福祉健康部〕
- 7 死者多数発生時の遺体安置所の設置及び状況に応じた遺体処理（仮埋葬等）〔市民課、生活環境課、施設計画課〕

◇ 具体的対策

1 情報の収集と共有化

- (1) 東京都福祉保健局及び西多摩保健所からの都内での発生状況等に関する情報収集及び関係各部課、危機管理担当課への伝達〔健康課〕
- (2) 東京都総務部総合防災部からの都内での発生状況等に関する情報収集及び関係各部課への伝達〔生活安全課〕
- (3) 東京都教育委員会からの都内での発生状況等に関する情報収集及び関係各部課、危機管理担当課への伝達〔教育総務課〕
- (4) 米軍横田基地における新型インフルエンザ発生状況及び対策に関する情報収集及び関係各部課、危機管理担当課への伝達〔企画課〕
- (5) 西多摩保健所からの市内での感染情報の把握〔健康課〕
- (6) 新型インフルエンザ対策本部会議の開催〔生活安全課〕

2 情報の提供

- (1) 広報及びホームページ等を活用した市民への、まん延防止や混乱を防止するための

情報提供を行う。〔健康課・広報広聴課〕

- (2) 防災行政無線による市民への、混乱を防止するための情報提供を行う。〔生活安全課〕
- (3) 保育園、幼稚園、小中学校を通じての、まん延防止や混乱を防止するための情報提供を行う。〔子ども家庭部、教育部〕
- (4) 社会福祉施設への、まん延防止や混乱を防止するための情報提供を行う。
〔福祉健康部〕
- (5) 関係する団体への、まん延防止や混乱を防止するための情報提供を行う。〔各部〕

3 相談体制

- (1) 全庁的な相談窓口の強化を継続〔健康課〕
- (2) 「発熱相談センター」や「発熱外来」の周知を継続〔健康課〕

4 感染防止用物資の確保と活用

- (1) サージカルマスク、N95 マスク、感染防護衣、ゴーグル、消毒液等の感染防止用物資の活用〔生活安全課、健康課〕

5 防疫体制

- (1) 保育園、幼稚園、児童館、小中学校の一時閉鎖の継続〔保育課、児童青少年課、教育総務課〕
- (2) 社会福祉施設の一時閉鎖の継続〔福祉健康部〕

6 市民生活

- (1) 市民への不要不急の外出の自粛要請〔生活安全課、健康課、広報広聴課〕
- (2) 各種行事、集会等の自粛要請〔各部〕
- (3) 市主催行事の自粛〔各部〕
- (4) 水道水の安定供給に向けた要員の確保〔水道課・職員課〕
- (5) 援護が必要な独居老人等の支援〔福祉健康部〕
- (6) 市民や事業者へのごみ排出抑制の要請〔生活環境課〕
- (7) 市民への食料・生活必需品の確保の呼びかけ〔生活安全課、広報広聴課〕
- (8) 死者多数発生時の遺体安置所の設置及び状況に応じた遺体処理(仮埋葬等)〔市民課、生活環境課、施設計画課〕

流行終息期

- 新型インフルエンザ患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている時期
- 都知事による「終息宣言」発令
(流行が終息に向かい、新規外来患者数が1医療機関当たり週10人以下となる状況が2週間続いた時期)

- ◇ 市の体制 「羽村市新型インフルエンザ対策本部」体制を「新型インフルエンザ庁内緊急連絡会議」体制へ移行
「新型インフルエンザ庁内緊急連絡会議」体制を状況に応じて順次縮小、解除

◇ 目標

- 1 社会機能の段階的回復
- 2 流行が再発した場合の対策強化

◇ 主な対策

- 1 新たな発生、流行の再発に備え、計画の見直しと体制の改善〔生活安全課、健康課〕
- 2 新型インフルエンザに関する最新情報の随時提供〔健康課〕
- 3 保育園、幼稚園、小中学校等の一時閉鎖の解除〔子ども家庭部、教育部〕
- 4 社会福祉施設の一時閉鎖の解除〔福祉健康部〕
- 5 相談窓口の段階的縮小〔健康課〕
- 6 各種行事、集会等の自粛の解除〔各部〕
- 7 市役所機能の段階的回復、平常時体制への移行〔各部〕

◇ 具体的対策

1 情報の収集と共有化

- (1) 東京都福祉保健局及び西多摩保健所からの新型インフルエンザに関する最新情報の収集及び関係各部課、危機管理担当課への伝達〔健康課〕
- (2) 東京都総務部総合防災部からの新型インフルエンザに関する最新情報の収集及び関係各部課への伝達〔生活安全課〕
- (3) 東京都教育委員会からの新型インフルエンザに関する最新情報の収集及び関係各部課、危機管理担当課への伝達〔教育総務課〕
- (4) 米軍横田基地における新型インフルエンザ発生状況及び対策に関する情報収集及び関係各部課、危機管理担当課への伝達〔企画課〕
- (5) 西多摩保健所からの市内での感染情報の把握〔健康課〕
- (6) 新型インフルエンザ対策本部の解散、庁内緊急対策会議への移行〔生活安全課〕

2 情報の提供

- (1) 広報及びホームページ等を活用した市民への、新型インフルエンザに関する最新情報の提供を行う。〔健康課・広報広聴課〕
- (2) 防災行政無線による市民への、終息情報の周知を行う。〔生活安全課〕
- (3) 保育園、幼稚園、小中学校を通じての、新型インフルエンザに関する最新情報の提供を行う。〔子ども家庭部、教育部〕
- (4) 社会福祉施設への、新型インフルエンザに関する最新情報の提供を行う。〔福祉健康部〕
- (5) 関係する団体への、新型インフルエンザに関する最新情報の提供を行う。〔各部〕

3 相談体制

- (1) 全庁的な相談窓口の段階的縮小〔健康課〕
- (2) 「発熱相談センター」や「発熱外来」の周知〔健康課〕

4 感染防止用物資の確保と活用

- (1) サージカルマスク、N95 マスク、感染防護衣、ゴーグル、消毒液等の感染防止用物資の補充〔生活安全課、健康課〕

5 防疫体制

- (1) 保育園、幼稚園、児童館、小中学校の一時閉鎖の解除〔保育課、児童青少年課、教育総務課〕
- (2) 社会福祉施設の一時閉鎖の解除〔福祉健康部〕

6 市民生活

- (1) 市民への不要不急の外出の自粛要請の解除〔生活安全課、健康課、広報広聴課〕
- (2) 各種行事、集会等の自粛要請の解除〔各部〕
- (3) 市主催行事の自粛解除〔各部〕
- (4) 援護が必要な独居老人等の支援の段階的縮小〔福祉健康部〕
- (5) 市民や事業者へのごみ排出抑制の要請解除〔生活環境課〕
- (6) 遺体の一時安置・仮埋葬の終了〔市民課、生活環境課、施設計画課〕

用語解説

新型インフルエンザ	<p>過去にヒトが感染したことの無い新しいタイプのインフルエンザ（HA または NA 亜型）という。鳥インフルエンザや豚インフルエンザがヒトに感染するように変化することで発生すると考えられており、鳥インフルエンザウイルスがトリやヒトなどの体内で変化する場合（突然変異）と、ブタやヒトの体内で鳥インフルエンザ等とヒトのインフルエンザとが交じり合っ て変化する場合（遺伝子再集合）の2通りがあると考えられている。</p>
高病原性鳥インフルエンザ	<p>ヒトのインフルエンザウイルスとは別の A 型インフルエンザウイルスによる感染症である「鳥インフルエンザ」のうち、感染した鳥が死亡したり全身症状を呈するなどの、特に強い病原性を示すものをいう。この「高病原性」とは、トリに対する病原性を示したものであってヒトに対してのものでない。</p> <p>ヒトが鳥インフルエンザウイルスの感染を受けるのは、一般的に、病鳥と近距離で接触した場合またはそれらの臓器や排泄物に接触するなどした場合が多いと考えられており、鶏肉や鶏卵からの感染報告はない。通常、鳥インフルエンザはヒトからヒトへは感染しないが、ヒトからヒトへの感染力を持ったウイルスに変異することで新型インフルエンザウイルスとなる。</p>
パンデミック	<p>新型インフルエンザなどの感染症がヒトの集団に広範かつ急速に広がり、世界的な大流行を呈する情況。</p>
サーベイランス	<p>見張り、監視制度という意味。特に感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、疾病を予防し有効な対策を確立する目的で、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況などの情報収集及び解析を継続的に行うことをいう。</p>

付 記

新型インフルエンザ(弱毒性)に対する対処要領

新型インフルエンザ（弱毒性）に対する対処要領

新型インフルエンザウイルスには、り患すると重症化し致死率の高い強毒性のものと、り患しても比較的軽症で致死率の低い弱毒性のものが想定される。

市民に対する不要不急の外出自粛要請や各種行事・集会等の自粛要請などの対策は、社会・経済活動に与える影響が大きく、ウイルスの毒性によって臨機応変な対応が要求されるため、弱毒性の場合における各対策項目別の対処要領について、以下のとおり定める。

1 情報の収集と共有化

① 新型インフルエンザに関する最新情報の収集に努める。

【具体的対策】

- ・生活安全課、健康課が中心となり、国や東京都の発信する最新情報を収集する。

② 庁内での情報共有に努める。

【具体的対策】

- ・必要の都度、羽村市新型インフルエンザ対策本部会議又は庁内緊急連絡会議を開催し、決定事項を職員へ周知する。

2 情報提供

① 市民に感染予防策を周知する。

【具体的対策】

- ・手洗い、せきエチケットなど、感染予防策について、市広報、市ホームページ、チラシの配布、市施設へのポスター掲示、防災行政無線などの方法により周知する。

② 市民にインフルエンザ感染が疑われるときの対処方法について、周知する。

【具体的対策】

- ・症状が出たときには、事前に医療機関に電話連絡し、必ずマスクを着用した上で、医療機関の指示に従って受診することについて、市広報、市ホームページ、チラシの配布、市施設へのポスター掲示などの方法により周知する。

③ 基礎疾患を有する方、妊娠中の方など、り患により重症化が心配される方に、対処方法を周知する。

【具体的対策】

- ・症状が出たときには、かかりつけの医師に事前に電話等で連絡し、受診方法を確認してから受診することについて、市広報、市ホームページ、チラシの配布、市施設へのポスター掲示などの方法により周知する。

- ④ 市民に新型インフルエンザワクチン接種に関する情報を周知する。

【具体的対策】

- ・受託医療機関リスト、接種に必要な書類、接種費用、有効性・安全性の情報などについて、市広報、市ホームページなどにより周知する。

- ⑤ 関係機関との連携を強化し、情報の共有に努める。

【具体的対策】

- ・西多摩保健所との連携を強化し、情報を共有する。
- ・東京都が開催する新型インフルエンザ区市町村危機管理連絡会に出席し、情報を共有する。

3 相談体制

- ① 流行拡大に備え、相談体制を整備する。

【具体的対策】

- ・健康課が中心となって相談体制を確保する。
- ・新型インフルエンザワクチン接種に関する電話相談を健康課で行う。

4 感染防止用物資等の確保と活用

- ① 流行の拡大に備え、感染防止用資機材を備蓄、活用する。

【具体的対策】

- ・消毒液、マスク、手袋を備蓄、活用する。

5 防疫体制

- ① 市施設での感染を予防する。

【具体的対策】

- ・市施設出入口付近に、手指消毒用アルコールを配置する。

- ② 学校、保育園など、子ども関連施設での集団感染発生に速やかに対処することで、感染の拡大を防止する。

【具体的対策】

- ・小中学校、保育園、幼稚園でのインフルエンザ流行状況を把握する。
- ・小中学校でのインフルエンザ発生状況を市ホームページ等において随時周知し、市民、保護者に注意を喚起する。
- ・子ども関連施設で、手洗い、せきエチケットなど、感染予防策を徹底する。
- ・小中学校で集団感染が発生したときには、東京都教育委員会が作成した基準を参考に、学校長が学校医、市教育委員会と協議の上判断し、臨時休業する。

- ・ 保育園で集団感染が発生したときには、保護者に登園自粛を要請する。
- ・ 小中学校や保育園に、生徒児童にインフルエンザの症状が急に出たときの対応として、手指消毒用アルコールとマスクを配置する。

6 市民生活

- ① 流行拡大時においても市民生活に支障のないよう市役所の機能を維持する。

【具体的対策】

- ・ 市役所の事業継続計画を策定し、必要な市民サービスを確保する。
- ・ 職員の健康管理を徹底する。
- ・ 職員間での感染拡大防止に必要な措置を講じる。

- ② 市主催行事にあたっての対策の実施及び開催の可否について検討する。